

(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン2027 の方向性

[本日ご議論いただきたい点]

- ・次期計画の方向性を検討するうえで必要な「取組の視点」は何か
- ・「取組の視点」を踏まえ、現行計画の基本理念、基本目標、基本的方向を変える必要はあるか
- ・仮に上記の変更を必要とする場合、いかなる表現が適当か

法的な位置づけ

●社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」

【盛り込む事項】

- 法第107条に定める事項（各福祉分野の共通事項、包括的な支援体制の整備等）
- 平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」
- 平成26年3月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」
- 仙台市ホームレス自立支援等取組方針（H30まで：市ホームレス自立支援等実施計画）
（※生活困窮者施策等と一体的に推進のため）

【一体的に策定】

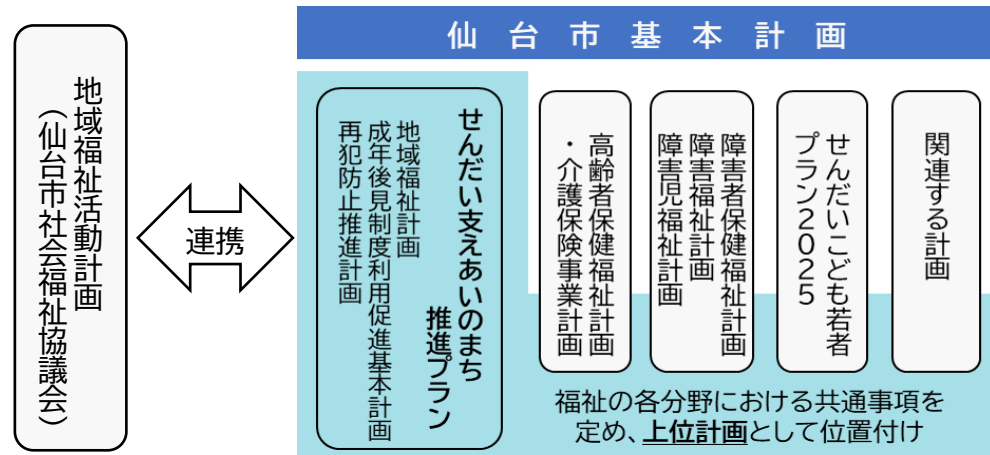
●成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の「市町村成年後見制度利用促進基本計画」

●再犯の防止等の推進に関する法律第8条の「地方再犯防止推進計画」

【新たに盛り込む事項】

●社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」

計画の位置づけ



【新たに盛り込む要素】 仙台市ダイバーシティ推進指針を意識

計画期間

- ・ 6年間（令和9年度～令和14年度）の計画とする

⇒他の福祉分野（高齢・障害）と計画の整合を図るため、計画期間の見直しを行ったことから、引き続き6年間を期間とする

	第1期	第2期	第3期	支えあいのまち推進プラン
基本理念	誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち			ともに生き、支えあうまち
計画期間	H17 年度～22 年度(6 年間)	H24 年度～27 年度(4 年間)	H28 年度～R2 年度(5 年間)	R3年度～R8年度（6年間）
基本目標	① 市民の主体的参加による支え合い、助け合う地域づくり ② 地域において保健福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり ⇒実現を目指すための4つの視点 (1)市民の主体的参加 (2)個性・多様性の尊重 (3)多様な担い手の協働と連携 (4)社会資源の有効活用	みんながつながり、考え、行動し、ともに支え合う保健福祉のまちづくり	① 主体的・持続的に市民力を発揮する地域づくり ② 協働で支え合う仕組みづくり ③ 利用者主体の総合的な保健福祉サービスの基盤づくり	誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる
基本的方向	① 地域への関心を高める機会の創出 ② 地域での交流の輪、支え合い・助け合いの輪を広げる ③ 地域活動の活性化・活動が生み出されるきっかけづくり ④ 人材の発掘・育成 ⑤ 地域内での連携・ネットワークの構築 ⑥ 地域内での情報の提供と共有化 ⑦ 相談支援体制の強化 ⑧ 保健福祉サービスの利用援助の仕組みづくり ⑨ 保健福祉サービスの充実	① 地域保健福祉への住民参加の促進 ② 地域保健福祉活動の活性化 ③ 地域保健福祉の課題の把握と共有 ④ 地域における支え合い・助け合いの促進 ⑤ 利用者主体のサービス提供の体制づくり ⑥ 取組の評価・見直し・向上	① 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進 ② 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成 ③ 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進 ④ 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進 ⑤ 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進	①多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進 ②地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化 ③多機関の協働による、相談を受け止め寄り添い続ける支援の推進
社会環境等の考慮事項	・仙台市基本計画の計画期間と終期を合わせた	・復興に向けた新たな生活課題等 ・東日本大震災後の市民意見反映 ・震災復興計画の計画期間と終期を合わせた ・災害時要援護者支援方策	・生活困窮者自立支援方策	・福祉の分野別計画との整合性 ・SDGsへの取り組み ・仙台市基本計画との整合性 ・生活困窮者自立支援方針 ・成年後見制度利用促進 ・再犯防止推進

(参考) 市の保健福祉関係の主な計画の計画期間 (一部想定含む)

4

分野	計画名	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
市全体	市総合計画		2021-2030											
ダイバーシティ	仙台市ダイバーシティ推進指針													
地域福祉	せんだい支えあいのまち推進プラン		現計画						次期計画					
成年後見	成年後見制度利用促進基本計画													
再犯防止	再犯防止推進計画													
ホームレス	ホームレス自立支援等実施計画													
重層	(仮)重層的支援体制整備事業実施計画													
高齢	市高齢者保健福祉・介護保険事業計画													
障害	市障害者保健福祉計画													
	障害福祉計画・障害児福祉計画													
こども	こども・子育てプラン2025		※すこやか子育てプラン											

2. 策定スケジュール（案）（R8.5.13現在）

5

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○分科会		◆第1回分科会 ・現計画振返り とこれまでの 取り組み ・方向性		◆第2回分科会 ・骨子案 ・こども意見 広場アンケート 等報告		◆第3回分科会 ・素案	◆第4回分科会 ・素案修正版 ・住民座談会報 告 ・令和7年度実 績評価	◆第5回分科会 ・中間案 ・パブリックコ メント実施			◆第6回分科会 ・最終案 ・パブリックコ メント報告	◆答申 ⇒策定
○市民参画		○こどもいけ ん広場アン ケート実施	住民座談会 (市社協と合同)				地域福祉セミ ナー（10/23）		パブリック コメント (12月)			
○再犯防止	◆三者会 (4/22)	◆三者会によ る意見交換	◆第1回NW 会議(6/29) ・方向性 ・骨子		書面による素 案確認	◆三者会による 意見交換(進捗 共有)	◆第2回NW会議 ・次期計画中間 案	◆三者会による 意見交換 ・最終案共有				第3回NW会 議(計画完 成報告)
○成年後見		三士会による 意見交換	◆第1回サ ポート推進 協議会 (6/25) ・計画の方 向性 ・骨子		書面による素 案確認		第2回サポー ト推進協議会 (10/29) ・次期計画中間 案					第3回サ ポート推 進協議会 (完成報 告)
○重層		・方向性		地域福祉計画との関連性が高いため個別の部会は設けず、地域福祉専門分科会にて地域福祉計画と並行して議論								

※市民アンケートは令和7年度に実施、令和7年度第3回分科会で報告済

(1) 現計画の体系

●現計画策定にあたり、他分野の計画との整合性を図ったほか、成年後見や再犯防止の計画を一体的に策定したことや、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく「包括的な支援体制の整備」の視点等を踏まえ、計画の体系の見直しを行った。

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる

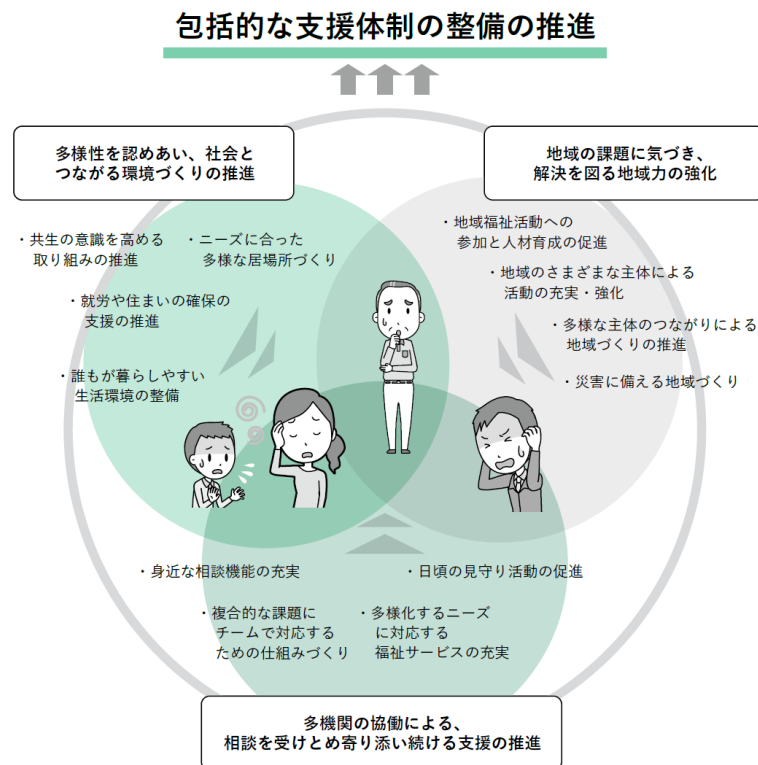
基本的方向

1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

■取り組みのイメージ



※支えあいのまち推進プランより

(参考) 市の主な福祉計画の理念・基本目標等の比較

	せんだい支えあいのまち推進プラン	高齢者保健福祉計画	障害者保健福祉計画	せんだいこども若者プラン
理念	「ともに生き、支えあうまち」	「共に支え合い、生涯自分らしく暮らし続けられる社会の実現」	「共生のまち・共生する社会」	「こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち仙台 みんなで支える子育てが楽しいまち仙台」
目標	基本目標 誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる	基本目標 高齢者が健康で生きがいを感じながら、心豊かに自分らしく活躍することができるとともに、地域でともに支え合い、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けることができる社会を実現します	基本目標 一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる	基本的な視点 (1)こども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進 (2)こども・若者の成長を支える取り組みの充実と、安全・安心な環境の確保 (3)自分らしい暮らしの実現と、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実 (4)地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくり
施策の方向性、体系化	取組みの基本的方向 ①多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進 ②地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化 ③多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進	施策の体系 (1)社会の変化に対応しながら、高齢者が健康で自分らしく活躍することができるような取り組みや環境づくりを進めます (2)地域で共に支え合い誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの体制を強化します (3)将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築します	基本方針 (1)共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進 (2)障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実 (3)地域での安定した生活を支援する体制の充実 (4)自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実 (5)安心して暮らせる生活環境の整備	
他関連計画	・基本計画 ・SDGs	・基本計画 ・SDGs	・基本計画 ・SDGs	・基本計画 ・SDGs ・ダイバーシティ

(2) 現計画の振り返り・本市と国の動向まとめ

現計画の振り返りにおける課題

- ◇誰もが社会とつながりを持てる・継続できる居場所づくりや支援体制づくりが必要
- ◇地域の活動者の高齢化や新たな担い手の発掘、活動継続支援を行う体制の充実が必要
- ◇複合課題や制度のはざまにある事例への支援強化、伴走支援などの体制づくりの充実が必要

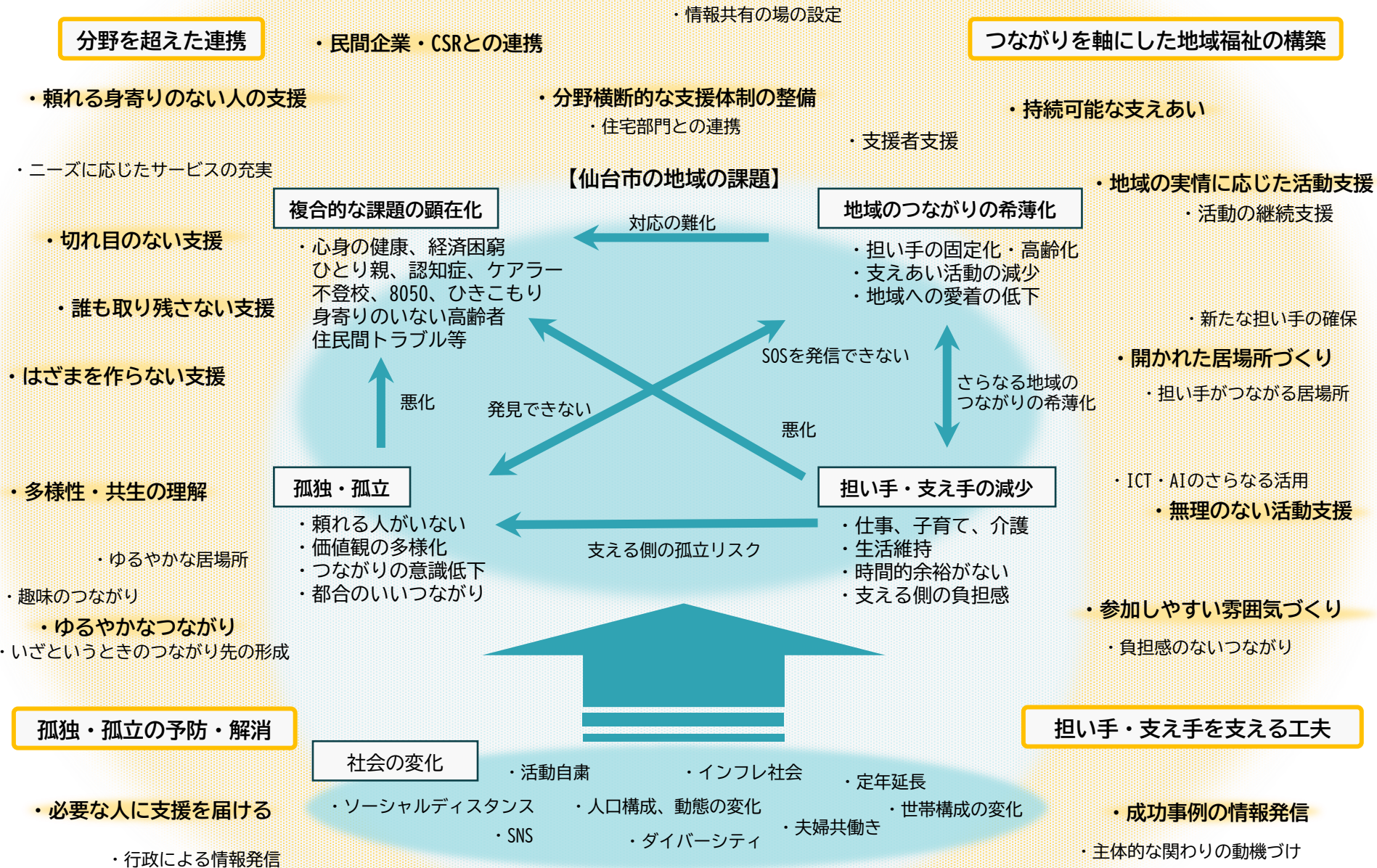
本市の動向

- ◇（仮称）ケアラー支援条例の策定に向けた検討
- ◇ダイバーシティ推進指針

国の動向

- ◇孤独・孤立対策推進法の施行
- ◇地域共生社会の在り方検討会議(R6～)
 - ・地域共生社会のさらなる展開
 - 福祉以外の分野との連携・協働
 - 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業
 - ・頼れる身寄りのない高齢者等への対応
 - ・成年後見制度の見直しへの対応
 - ・社会福祉における災害への対応 など
- ◇社会福祉法改正法案(R8)
 - ・地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策等との連携
 - ・地域福祉の推進における行政の責務の明確化 など

(3) グループインタビュー・市民アンケートの意見まとめ



(4) 「基本的方向」を考えるうえで必要な取組の視点(案)

現計画の振り返り・グループインタビューから出た課題、本市と国の動向

【現計画の振り返り】

- ◇誰もが社会とつながりを持てる・継続できる居場所づくりや支援体制づくりが必要
- ◇地域の活動者の高齢化や新たな担い手の発掘、活動継続支援を行う体制の充実が必要
- ◇複合課題や制度のはざまにある事例への支援強化、伴走支援などの体制づくりの充実が必要

【グループインタビュー】

- ◇つながりを軸にした地域福祉の構築
- ◇担い手・支え手を支える工夫
- ◇孤独・孤立の予防・解消
- ◇分野を超えた連携

【市民アンケート】

- ◇地域における関わりの減少
- ◇支えあい活動への参加経験の減少
- ◇日ごろからの関係づくりの必要性の認識低下
- ◇大規模災害時の対応への不安
- ◇収入の不安定さ、介護等が必要な家族の世話への負担感
- ◇趣味の延長など興味を持てる居場所・気軽に参加しやすい居場所づくりが必要
- ◇ニーズに合ったサービスの充実、情報提供

【本市の動向】

- ◇(仮称) ケアラー支援条例の策定に向けた検討
- ◇ダイバーシティ推進指針

【国の動向】

- ◇孤独・孤立対策推進法の施行
- ◇地域共生社会の在り方検討会議(R6～)
 - ・地域共生社会のさらなる展開
 - 福祉以外の分野との連携・協働
 - 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業
 - ・頼れる身寄りのない高齢者等への対応
 - ・成年後見制度の見直しへの対応
 - ・社会福祉における災害への対応
- ◇社会福祉法改正法案(R8)
 - ・地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策等との連携
 - ・地域福祉の推進における行政の責務の明確化



個人・世帯

地域

行政・事業者

取組の視点(案)

基本的方向1に必要な取組の視点

- ・孤独・孤立の予防・解消
- ・多様な居場所づくり
- ・支える側の支援
- ・つながりの意識醸成
- ・緩やかにつながる環境整備
- ・頼れる身寄りのない人への支援
- ・ニーズに合ったサービスの充実

基本的方向2に必要な取組の視点

- ・持続可能な・無理のない活動
- ・開かれた居場所
- ・日ごろからの関係づくり
- ・緩やかなつながり
- ・地域の社会資源の活用
- ・負担感の軽減
- ・地域の実情に合わせた活動

基本的方向3に必要な取組の視点

- ・民間企業を含めた福祉分野以外との連携強化
- ・切れ目のない伴走的な支援
- ・はざまを作らない支援
- ・予防的な支援
- ・支援者支援の体制強化

(5) 次期計画における取組の視点と現行計画との関係性

11

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる

包括的な支援体制の整備の推進

現行計画

基本的方向

取組の視点(案)

1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

◆共生の意識を高める取り組みの推進

◆ニーズに合った多様な居場所づくり

◆就労や住まいの確保の支援の推進

◆誰もが暮らしやすい生活環境の整備

◆地域福祉活動への参加と人材育成の促進

◆地域の様々な主体による活動の充実・強化

◆多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

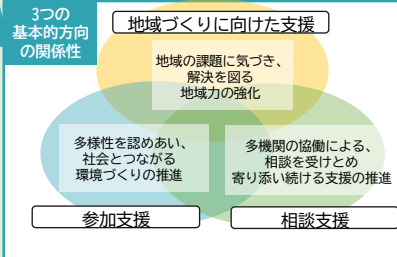
◆災害に備える地域づくり

◆日頃の見守り活動の促進

◆身近な相談機能の充実

◆複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

◆多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実



本市と国の動向

【本市の動向】

- ◇(仮称) ケアラー支援条例の策定に向けた検討
- ◇ダイバーシティ推進指針

【国の動向】

- ◇孤独・孤立対策推進法の施行
- ◇地域共生社会の在り方検討会議(R6～)
 - ・地域共生社会のさらなる展開
 - 福祉以外の分野との連携・協働
 - 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業
 - ・頼れる身寄りのない高齢者等への対応
 - ・成年後見制度の見直しへの対応
 - ・社会福祉における災害への対応
- ◇社会福祉法改正法案(R8)
 - ・地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策等との連携
 - ・地域福祉の推進における行政の責務の明確化

基本的方向1に必要な取組の視点

- ・孤独・孤立の予防・解消
- ・多様な居場所づくり
- ・支える側の支援
- ・つながりの意識醸成
- ・緩やかにつながる環境整備
- ・頼れる身寄りのない人への支援
- ・ニーズに合ったサービスの充実

基本的方向2に必要な取組の視点

- ・持続可能な・無理のない活動
- ・開かれた居場所
- ・日ごろからの関係づくり
- ・緩やかなつながり
- ・地域の社会資源の活用
- ・負担感の軽減
- ・地域の実情に合わせた活動

基本的方向3に必要な取組の視点

- ・民間企業を含めた福祉分野以外との連携強化
- ・切れ目のない伴走的な支援
- ・はざまを作らない支援
- ・予防的な支援
- ・支援者支援の体制強化

現計画の振り返り
グループインタビュー意見
市民アンケートの課題

【現計画の振り返り】

- ◇誰もが社会とつながりを持てる・継続できる居場所づくりや支援体制づくりが必要
- ◇地域の活動者の高齢化や新たな担い手の発掘、活動継続支援を行う体制の充実が必要
- ◇複合課題や制度のはざまにある事例への支援強化、伴走支援などの体制づくりの充実が必要

【グループインタビュー】

- ◇つながりを軸にした地域福祉の構築
- ◇担い手・支え手を支える工夫
- ◇孤独・孤立の予防・解消
- ◇分野を超えた連携

【市民アンケート】

- ◇地域における関わりの減少
- ◇支えあい活動への参加経験の減少
- ◇日ごろからの関係づくりの必要性の認識低下
- ◇大規模災害時の対応への不安
- ◇収入の不安定さ、介護等が必要な家族の世話への負担感
- ◇趣味の延長など興味を持てる居場所・気軽に参加しやすい居場所づくりが必要
- ◇ニーズに合ったサービスの充実、情報提供

現計画の位置づけ

- ・生活困窮においては本人の属性にとらわれない横断的な支援を展開する重要な取り組みとして、成年後見、再犯防止においては支援を必要とする方に適切な支援を行うことで地域での暮らしを支えるという点で地域福祉との関連が深いことから、一体的（生活困窮は包含）に策定している
- ・全体として掲げた「施策の方向」を踏まえ、各事業の視点から再整理する形で作成している

今後の方向性

全体の「施策の方向」を踏まえ、現計画の振り返りにおける成果及び課題、関係機関との協議等を基に方向性を定める

	主な成果	主な課題
生活困窮者自立支援	●住まいに関する相談については、居住支援相談員の活動や住まいの確保緊急支援事業との連携会議を通じて、相談者への支援が進展した。 ●生活困窮者就労準備支援事業については、地域包括支援センター等の関係機関へのリーフレットの配布、SNSで周知を図った結果、利用者数及びプログラム参加者、就労決定者数が増加した。	●住まいやメンタルヘルス等の相談ニーズの多様化 ●生活困窮者就労訓練推進事業の利用者が低迷
成年後見制度利用促進	●成年後見サポート推進協議会を「協議会」、成年後見総合センターを「中核機関」と位置づけ、より迅速かつ正確な支援を行う体制を整備した。 ●家庭裁判所、行政、成年後見総合センターの三者での定期的な意見交換を通じて、市民後見人受任促進に取り組み、リレー方式での受任を実現した。	●関係者や市民への研修を通じた継続的な成年後見制度や市民後見人の普及啓発 ●「協議会」及び「中核機関」の機能の充実、ネットワークを活かした課題検討を行う支援体制の強化
再犯防止推進	●再犯防止推進ネットワーク会議による情報共有や意見交換、再犯防止推進セミナーを実施したほか、「立ち直りハンドブック」を作成するなど、地域における立ち直り支援の重要性の理解促進及び支援体制の強化を図った。 ●「仙台市再犯防止推進リーフレット」を作成し、再犯防止に係る取り組みや地域の関係機関の役割を紹介し、地域の再犯防止・立ち直りに係る啓発を行った。	●再犯防止と円滑な社会復帰を促進するため、関係機関の取組の市民に対するわかりやすい周知・啓発 ●居住や就労の確保など、社会復帰に直結する具体的支援策についてのさらなる検討・充実 ●関係機関の連携強化と相互理解の促進

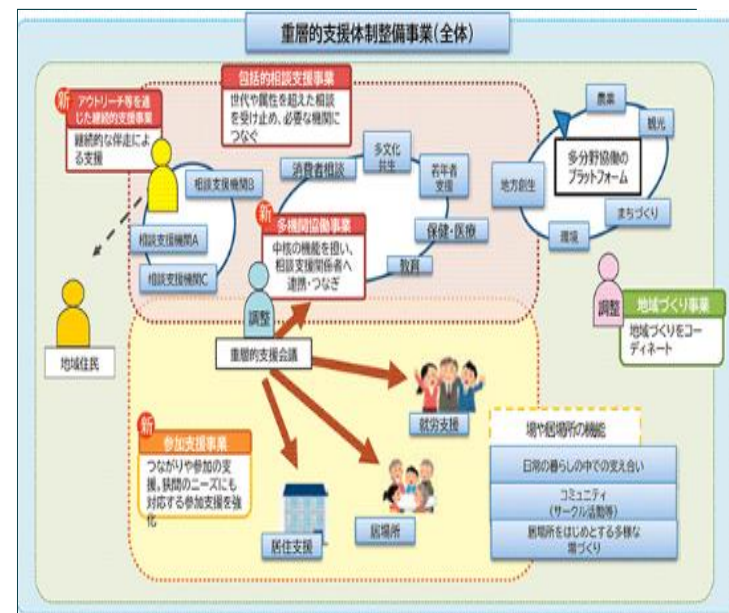
重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という）

●地域共生社会の実現に向け、社会福祉法第106条の4に規定されている事業で、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備するための事業。

本市のこれまでの取り組み

●令和3、4年度の重層事業移行準備事業を経て、令和5年度より本格実施。国の重層事業実施要綱に基づき、「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業等」を展開している。

●「多機関協働事業」については、仙台市社会福祉協議会に委託を行い、令和5年度より「仙台市つながる支援連絡会議」を実施して重層的支援体制の整備を図っている。



計画の策定について

●重層事業実施計画の策定は市町村の努力義務となっている他、今般の法改正により計画内での目標や評価等の記載が規定される見込みであり、より適正な事業実施が求められること等を踏まえ、本市においても、より効果的に事業を実施するため策定を行うもの。

今後の方向性

●重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備における基礎となる支援体制の整備事業であり、その理念等は地域福祉計画との関連性が深いことから、地域福祉計画と一体的に策定を行う。

●重層的支援体制整備事業に係る事業は地域福祉計画本編内でも重点的な取り組みのひとつとなることが想定されるため、新たな検討部会は立ち上げず、本分科会内で並行して議論を行う予定。

本日議論いただく内容

- ・次期計画の方向性を検討するうえで必要な「取組の視点」は何か
- ・「取組の視点」を踏まえ、現行計画の基本理念、基本目標、基本的方向を変える必要はあるか
- ・仮に上記の変更を必要とする場合、いかなる表現が適当か

※本日いただいた議論を基に次回分科会にて方向性案をお示しします